

## 期限付使用に関する特則

本「期限付使用に関する特則」(以下、「本特則」といいます。 )および期限付使用に適用される「ご利用条件」の条項は、「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」または「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」(以下「本契約」といいます。 )の条項に追加されるものであり、IBM がソフトウェア機能へのアクセスおよびその使用を「サービス」としてお客様に提供する場合に適用されます。「IBM パスポート・アドバンテージのご契約条件」に基づく注文においては、「同意する」ボタンをクリックすることによって、お客様の「幹事会社」および「エンタープライズ」を構成するそれぞれの会社も「本特則」の条項を変更なく受諾したと見なされます。「IBM パスポート・アドバンテージ・エクスペリエンスのご契約条件」に基づく注文においては、お客様が「本特則」に同意した場合、「本特則」はいずれかの当事者によって解除されない限り「本特則」の条項に基づいてお客様が締結したすべての注文について効力を有します。

### 1. 定義

「コンテンツ」とは、お客様が準備する情報、ソフトウェアおよびデータであり、お客様またはお客様の「ユーザー」が「サービス」の利用に関連して作成、導入、アップロードまたは転送したものを意味します。HTML ファイル、スクリプト、プログラム、記録、音声、音楽、グラフィック、画像、アプレットまたはサーブレットを含みますが、これらに限定されません。

「ソフトウェア」とは、「サービス」へのアクセスおよびその利用を容易にするために IBM がお客様に提供する「プログラム」、許可コード、クライアント・ソフトウェアおよびプラグイン、ならびにすべての関連文書を意味します。お客様による基本「ソフトウェア」の使用目的は、「サービス」にアクセスし、これを利用することに限られます。「ソフトウェア」が使用許諾される場合には、「IBM プログラムのご使用条件」等の個別の契約条件が適用されます。

「サービス」とは、インターネット上の「ソフトウェア」およびインフラストラクチャーへのアクセス、ならびに第3条に記載する技術サポートであり、「本特則」が適用されるものを意味します。「サービス」は、(i) 「ソフトウェア」(オブジェクト・コードおよび実行可能コード形式のみ)にアクセスする権利、および(ii) 「サービス」のアクセスおよび利用を目的とする場合に限り当該「ソフトウェア」を使用する権利を含みます。「サービス」には「ご利用条件」が適用されます。

「期間」とは、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート対象期間」として「証書」で指定される期間を意味します。「期間」の開始日は、お客様の注文を IBM が受理した日、直近の「期間」満了日の翌日、または「アニバーサリー・デート」の翌日となります。

「ご利用条件」とは、IBM が「サービス」へのアクセスおよびその使用、すなわち「期限付使用」をお客様に提供する条件を定めるものです。「ご利用条件」は、「本契約」および「本特則」とともに、お客様による「サービス」の使用(「期限付使用」)に適用され、「サービス」に関連する Web サイトの下部に表示される「ご利用条件」リンクから参照できます。

「ユーザー」とは、「サービス」にアクセスするまたはこれを利用する、法人または個人をいいます。

### 2. 所有権

IBM およびその提供者は、「サービス」および「ソフトウェア」を所有します。お客様は、「サービス」および「サービス」のコピーまたはその一部における特許、著作権、商標権その他の知的財産権に対する権限、所有権およびすべての権利が、IBM およびその提供者に帰属することに同意するものとします。また、IBM は従契約者を選定し、「サービス」またはその一部(技術サポートを含みます。)を委託することができます。

### 3. 技術サポート

a. IBM は、「期間」中、以下の技術サポートを提供します。

- (1) 使用方法に関する短時間の日常的な質問に対する応答。技術サポートは、「サービス」、クライアント・オペレーティング・システム、インターネット・ブラウザおよび「ソフトウェア」の現在サポートされているバージョンに限って利用することができます。
- (2) コード、障害、「サービス」提供およびパフォーマンスに関する質問に対する応答。技術サポートは、IBM の「Software as a Service」(「SaaS」) サポート・センターの通常業務時間内(公開されている基本時間帯)に限って利用することができます。「サービス」に適用される詳細については、「ご利用条件」を参照してください。

## 4. 期限付使用の自動更新

「本契約」の「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート、および特定サポートの自動更新」(「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」は、「ソフトウェア・メンテナンス」と呼ばれることもあります。)の最初の2段落の条件は、適用される「各国固有の条件」も含めて、本条に適用されます。ただし、本条項において、「ソフトウェア・サブスクリプション & サポート」または「特定サポート」という用語は、「期限付使用」に置き換えられます。

**IBM が、期限付使用を更新するためのお客様の書面(例えば、注文書、契約書)による承諾を受領していない限り、お客様は、最初のアニバーサリー・デートを終えた後、直接 IBM に対し、またはお客様を担当する「IBM 指定ビジネス・パートナー」に対し、1 カ月前に書面で通知することにより、「サービス」の期限付使用を終了することができます。この場合、月割計算した料金がお客様に返金されるものとし**ます。

### 4.1 アニバーサリー・デートの調整

「パスポート・アドバンテージ」のお客様が6カ月以上の「期間」で本契約を締結し、初回または継続の「期間」が「アニバーサリー・デート」以外の日に開始した場合は、次回の「アニバーサリー・デート」まで期間延長するために、12カ月より短い期間に対して継続料金を月割計算して、更新することができます。これにより、次回「アニバーサリー・デート」まで「期間」を延長することができます。「パスポート・アドバンテージ・エクスプレス」の条件の下で注文したお客様については、本条項は適用されません。

## 5. コンテンツ

以下のすべてにつき、お客様は単独で責任を負うものとします。

- a. すべての「コンテンツ」(その選択、作成、設計、ライセンス、導入、正確性、保守、テスト、バックアップおよびサポートを含みますが、これらに限定されません。)。IBM が「本特則」に基づく義務を履行する上で必要な権利、ライセンスまたは同意を含みます。
- b. すべての該当する法域における一切の著作権、特許および商標権の使用許可、ならびにあらゆる「コンテンツ」の使用契約。
- c. 「コンテンツ」へのアクセスおよびその使用に関する制御方法の選択。

## 6. サービス利用レベルの変更

お客様は、「期間」中、「サービス」利用のレベルを上げることはできますが、下げることはできません。お客様は、次の「期間」に下位のレベルを申し込むことによって、「サービス」利用のレベルを下げるすることができます。

## 7. お客様による補償

- a. 以下のいずれかに起因または関連する第三者請求、責任、損害または費用(料金、費用およびその他弁護士ならびに鑑定人費用を含みますが、これらに限定されません。)の一切につき、お客様は、IBM およびその「関連会社」ならびにそれらの役員、取締役、従業員、コンサルタント、代理人および提供者を防御、補償および免責することに同意するものとします。
  - (1) お客様が「サービス」または「ソフトウェア」を利用したこと。
  - (2) お客様が「本特則」または適用法令に違反したこと。

- (3) お客様(またはお客様のパスワードまたはアクセス・キーを使用して「サービス」にアクセスした者)が第三者の知的財産権またはプライバシーその他の権利を実際に侵害したか、もしくは侵害したとの申し立てを受けたこと。
  - (4) 「サービス」または「ソフトウェア」が権限なく使用されたこと。
- b. 本第7条に基づく補償のために、IBMは以下を行います。
- (1) お客様に対し、速やかに請求について書面で通知します。
  - (2) 防御および関連する和解交渉につきお客様が統御することを認め、お客様に協力します。

## 8. 保証

- a. お客様は、「サービス」および全ての「コンテンツ」の利用につき「ご利用条件」に従うことを表明し保証するものとします。
- b. IBMは、合理的な範囲の注意義務およびスキルをもって、「サービス」を提供することを保証します。IBMは、「サービス」に中断またはエラーがないことを保証するものではなく、全ての問題がIBMによって訂正されることを保証するものでもありません。

**本条は、保証の全てを規定したもので、法律上の瑕疵担保責任、商品性の保証および特定目的適合性の保証ならびに権利および非侵害の保証を含む全ての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。これらの保証は、特定の法的権利をお客様に付与します。これらの保証は、特定の法的権利をお客様に付与します。一部の国または法域では、明示または黙示の保証の制限または除外が認められていないため、お客様には上記除外が適用されないことがあります。その場合には、かかる保証は保証期間に限定されます。この保証期間が終了した後は、保証は適用されません。この保証期間が終了した後は、保証は適用されません。**

## 9. データ保護

お客様は、IBMの「プログラム」および「サービス」に関連して、またはIBMがお客様とのビジネス関係を促進するために、お客様の連絡先個人情報(氏名、電話番号、電子メール・アドレスを含みます。)を任意の就業場所で保存および使用することを、International Business Machines Corporation およびその関連会社(ならびにそれらの承継人および譲受人、従契約者ならびにIBMビジネス・パートナー)に対して許可するものとします。

## 10. 解除

いずれの当事者も、他方当事者が「本特則」の条件を遵守しない場合には、書面による通知のうえ、遵守するための相当期間を与えることを条件として、「本特則」を解除することができます。「本特則」に別段の定めがある場合であっても、「本特則」または「本契約」の該当する条件にお客様が違反したために、IBMがお客様による「サービス」へのアクセスを解除した場合、「サービス」の未利用部分につき、IBMは返金する義務を負わないものとします。IBMは、その時点での「ユーザー」に対して、レターまたは電子メールで12カ月前に通知することによって、「サービス」を全面的に廃止することができます。「本契約」の条項中、その性質上「本契約」解約後も適用されるものについては、解約後も有効に存続し、両当事者それぞれの承継人および譲受人に対して適用されるものとします。

両当事者間の完全な契約は、「本契約」、「本特則」および適用される「ご利用条件」で構成されます。「本特則」と「ご利用条件」が矛盾する場合は、「ご利用条件」が優先されます。本契約の締結にあたって、本契約書に記載されていない事柄(以下に関するものを含みますが、これらに限定されません。)については、いずれの当事者もこれに依存しないものとします。(1)「サービス」の性能または機能(第8条で明示的に保証されているものは除きます。)(2)他方当事者の経験または推奨(3)お客様が得た結果または節減